

諮問番号：平成29年度諮問第24号

答申番号：平成29年度答申第25号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 保護開始前に重複して支払った家賃及び敷金の返還金7万4,000円（以下「本件重複家賃等返還金」という。）とマンション立ち退きに伴う近所へのお礼挨拶代5万円（以下「本件挨拶代」という。）は、次の理由から返還を要しないものである。

ア 保護は葬祭準備費として「20万円」までの貯金を容認しているところ、本件重複家賃等返還金は、保護開始前の審査請求人の葬祭目的の預貯金等から支出したものであることから、これが返還された以上、同様の目的で保有が認められるべきである。現状の審査請求人の貯金は「20万円」未満であり、本件重複家賃等返還金は、葬祭準備費としての保有が認められる。

イ 本件挨拶代は、名目上の記載に過ぎず、その実体は生活必需品購入費用であるから、返還は要しないものである。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 本件重複家賃等返還金は、審査請求人の保護開始前の資産に当たり、返還対象となる。なお、保護開始後に保有が認められる資産とは、保護費のやり繰りにより生じた預貯金等であり、審査請求人の主張する葬祭準備費は、これに該当しない。

(2) 審査請求人は本件挨拶代は、請求人の自立更生のために当てられたと主張するが、処分庁には事前に、又は原処分後においても相談はなかったものであり、その事実も何ら挙証されていないものである。

(3) 原処分は、何ら違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、審査請求人が本件重複家賃等返還金及び本件挨拶代に係る収入を得たことにより行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、

違法、不当な点は認められない。

- 2 本件重複家賃等返還金は、審査請求人が保護開始前から有していた債権であるから、その債権が換金された段階で、当該換金された額を限度として、支給した保護金品の全額が返還の対象となり、本件挨拶代は、審査請求人の保護受給後の臨時的な収入であるから、控除額を超える額については、返還の対象とすべきものである。

審査請求人は、本件重複家賃等返還金は葬祭準備金として保有を認めるべきであり、本件挨拶代は名目上の記載に過ぎず、その実態は生活必需品購入費用であるから、返還は要しないものであると主張する。

しかし、保護開始時に保有を認められる手持金は生活保護法第63条の返還額から減じることができないし、保護開始後に預貯金等として保有が認められるのは、保護費のやり繰りによって生じたものであって、保護開始前の資力は活用すべき資産と認められるものである。また、本件挨拶代は、仮に、生活必需品購入費用であったとしても、自立更生に当たる経費は、事前に保護の実施機関に相談があったもの、又は事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものに限り、返還額から控除できるものの、本件においては、処分庁への相談はなされていないから審査請求人の主張は採用できない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年9月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

もっとも、保護金品の全額を返還額とすることが被保護者の自立更生を著しく阻害すると認められるような場合は、一定の範囲で本来の要返還額から控除され、本件のような立ち退きに伴う補償金にあっては、被保護世帯の自立更生のために充てられる額であって、事前に保護の実施機関に相談があったもの又は事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められ、挙証資料によって確

認できるもの限り、本来の要返還額から控除することができると解される。

そこで、本件についてみると、本件重複家賃等返還金は、審査請求人が保護を受ける前から有していた債権であり、保護開始後にこれが換金されたものであるから、当該換金された額の限度で、支給された保護金品の全額が返還の対象となるものである。また、本件挨拶代は、マンション立ち退きに伴い臨時的に得た収入であるところ、これを挨拶代として費消した事実は認められないし、そのような交際費は、本来的には保護費のやり繰りによって捻出すべき経費であるから、一定の控除額を除いて返還されるべきものである。

さらに、本件重複家賃等返還金及び本件挨拶代が、自立更生のために充てられるものとして、審査請求人から処分庁に事前又は事後に相談があったという事実は認められず、また、それらの挙証資料もないから、これらの額を返還額から控除しないとする処分庁の判断には、何ら不合理な点はなく、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。

なお、審査請求人は、本件審査請求に至った後、本件挨拶代は、名目上の記載にすぎず、実際は生活必需品購入に充てたと主張するが、そのような主張を裏付ける事実は認められないから、かかる主張を採用することはできない。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美